

令和元年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日（火）、冬のボーナス（令和元年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.245月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約687,700円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約687,700円

支給月数	2.245月	(昨年2.295月)
平均給与額	約306,300円	(昨年約309,400円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 35.0歳 (昨年35.5歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成31年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額約710,000円に比べ約22,300円（約3.1%）減少しています。これは、

- ① 本年の給与法改正によって、年間支給月数は0.05月分増加しましたが、昨年の同法改正において6月期と12月期の支給月数の配分の見直しが行われた結果、12月期分だけをみると昨年同期に比べ支給月数が0.05月分減少となっていること

昨年	6月期：2.095月	12月期：2.295月	年間：4.39月
本年	6月期：2.195月	12月期：2.245月	年間：4.44月
(対前年増減)	(+0.10月)	(-0.05月)	(+0.05月)

- ② 職員の平均年齢の低下（35.5歳→35.0歳）等により平均給与額が減少したことによるものです。

(参考) 主な特別職等の令和元年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約586万円	約410万円
国 務 大 臣	約427万円	約342万円
(一般職) (事務次官)	約333万円	
(局長クラス)	約253万円	
最高裁長官	約586万円	
衆・参両院議長	約543万円	
国 会 議 員	約324万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.725月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、令和元年6月2日から令和元年12月1日まで在職したものであるとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和元年9月11日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 佐藤、清水、深井

特別職担当: 北浦、寺崎、荻野

電 話: (直通) 03-6257-3759

F A X: 03-3502-0604